

ごみの減量化に ご協力を！

指定 ごみ袋

平成18年10月1日から実施
対象は一般家庭の燃えるごみ

広報いよし5月号でお知らせしたとおり、市では、一般家庭の「燃えるごみ」について、平成18年10月1日から「指定ごみ袋」制度を導入します。今回の指定ごみ袋制度の導入は、既に導入している中山地区を除き、本庁地区・双海地区が対象です。本庁地区・双海地区の燃えるごみの処理量は、平成17年度で年間約10,829トン、その処理には、約3億1,784万円の経費が費やされており、厳しい財政状況の中、経費の削減が必要となります。また、ごみ処理施設の整備には、多額の費用がかかりますので、ごみの処理量を減らすことで施設への負担を軽くし、施設を長く利用できるようにしなければなりません。そのため、分別の徹底、資源リサイ

クル化を推進し、一層のごみの減量化を図る必要があります。家庭ごみの収集を有料化することで、皆さんに改めてごみ問題について考えていただくことが、ごみの分別の徹底、減量化へとつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■指定ごみ袋の種類・金額

指定ごみ袋制度の導入により、市民の皆さんには、指定された市内の小売店などから指定ごみ袋を購入していただきます。

○大：45ℓ（1枚40円）

厚さ 0.035 mm

○中：30ℓ（1枚30円）

厚さ 0.03 mm

○小：20ℓ（1枚20円）

厚さ 0.03 mm

いずれも半透明で、ごみ袋の口をしばりやすいように、

また、収集の利便性を考慮し、レジ袋のような形状にして、取っ手を付けることにしています。販売は、10枚単位とします。

販売金額については、県内他市町の状況や隣接市町との整合性、既に同価格で販売している中山地区との均一化、ごみ袋の作製費用などを総合的に考慮して設定しています。

※今回の指定ごみ袋導入については、10月号までシリーズで掲載します。

■問い合わせ 市民生活課
(内線535・536)へ。

指定ごみ袋取扱店を 募集します

平成18年10月1日からの指定ごみ袋の導入に伴い、市内の小売店などで指定ごみ袋の販売を予定しています。下記の要領で取扱店を募集しますので、ご協力をお願いいたします。

■申込資格

原則として、次の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- ①伊予市内に店舗があること
- ②継続して食料品又は日用品の小売を行っていること
- ③市税に滞納がないこと
- ④大・中・小の各種指定袋を1箱(10枚入り×50束)以上取り扱いができること
- ⑤指定袋の的確な管理及び手数料収納事務の適正な執行を行うことができること
- ⑥そのほか市長が特に必要と認めたもの

■申込方法

次の書類を市役所市民生活課へ執務時間中(8時30分～17時15分)に提出してください。

- ①指定ごみ袋取扱店登録申請書(市役所市民生活課でお渡しします。)
- ②前年度分の市税納税証明書(法人の場合は法人の納税証明書、個人の場合は個人の納税証明書)

出張学習会

「なるほど！リサイクル学習会」

……開催希望を受け付けます

指定ごみ袋の説明と併せて、ごみ減量化のためのごみの分別やリサイクル方法などについての出張学習会「なるほど！リサイクル学習会」の開催希望を受け付けています。

団体、広報区、広報委員区単位でお申し込みください。日程などを調整のうえ、できる限り要望にお応えします。

